

岩手県医療局管理規程第 11 号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県医療局長 田 村 均 次

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   |        |   |                  | 改正後   |          |   |                  |                  |
|---|--------|---|------------------|---|----------|---|------------------|------------------|
| (代決)<br>第 3 条 決裁権者が不在のときは、第 1 号、第 2 号又は第 3 号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決し、決裁権者、第 1 順位者及び第 2 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 3 順位者が代決する。<br>(1) 本庁における代決 |        |   |                  | (代決)<br>第 3 条 決裁権者が不在のときは、第 1 号、第 2 号又は第 3 号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決し、決裁権者、第 1 順位者及び第 2 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 3 順位者が代決する。<br>(1) 本庁における代決 |          |   |                  |                  |
|   | 決裁権者   | 代決権者  |                  |   | 決裁権者     | 代決権者  |                  |                  |
|   |        | 第 1 順位者   | 第 2 順位者          | 第 3 順位者   |          | 第 1 順位者   | 第 2 順位者          | 第 3 順位者          |
|   | 局長     | 次長  | 病院改革室長           | 経営改革監<br>又は医師対策監  | 局長       | 次長  | 医師支援推進室長         | 当該事務を担当する医師支援推進監 |
|   |        |   | [略]              |   |          |   | [略]              |                  |
|   | 次長     | 病院改革室長  | 経営改革監<br>又は医師対策監 |   | 次長       | 医師支援推進室長  | 当該事務を担当する医師支援推進監 |                  |
|   |        | [略]   |                  |   |          | [略]   |                  |                  |
|   | 病院改革室長 | 経営改革監<br>又は医師対策監                                    |                  |   | 医師支援推進室長 | 当該事務を担当する医師支援推進監                                    |                  |                  |
|   | 総括課長   | 担当課長（薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。2 以上の担当課長を置く課にあつ | [略]              |   | 総括課長     | 担当課長（医事企画指導監、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監を含む。2 以上の担当課 | [略]              |                  |

|                       |                              |  |  |
|-----------------------|------------------------------|--|--|
|                       | ては、当該事務を担当する担当課長)又は特命課長      |  |  |
| システム管理室長、経営改革監又は医師対策監 | 病院改革室長又はシステム管理室長があらかじめ指定する職員 |  |  |
| [略]                   |                              |  |  |

(2) [略]

(3) 病院附属診療所における代決

| 決裁権者      | 代決権者  |       |
|-----------|-------|-------|
|           | 第1順位者 | 第2順位者 |
| 地域診療センター長 | [略]   | 事務長   |

(次長の専決事項)

第6条 本庁の次長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 病院改革室長、総括課長及びシステム管理室長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 病院改革室長、総括課長及びシステム管理室長の休暇に関すること。
- (3) [略]
- (4) 病院改革室長、総括課長、システム管理室長、経営改革監及び医師対策監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5)～(13) [略]

2 [略]

(総括課長等共通専決事項)

第7条 本庁の総括課長、システム管理室長、経営改革監及び医師対策監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 担当課長、特命課長、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (5) 担当課長、特命課長、薬事指導監、臨床検査指導監、

|                   |                                 |  |  |
|-------------------|---------------------------------|--|--|
|                   | 長を置く課にあつては、当該事務を担当する担当課長)又は特命課長 |  |  |
| システム管理室長又は医師支援推進監 | 医師支援推進室長又はシステム管理室長があらかじめ指定する職員  |  |  |
| [略]               |                                 |  |  |

(2) [略]

(3) 病院附属診療所における代決

| 決裁権者      | 代決権者  |                      |
|-----------|-------|----------------------|
|           | 第1順位者 | 第2順位者                |
| 地域診療センター長 | [略]   | 地域診療センター長があらかじめ指定する者 |

(次長の専決事項)

第6条 本庁の次長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 医師支援推進室長、総括課長及びシステム管理室長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (2) 医師支援推進室長、総括課長及びシステム管理室長の休暇に関すること。
- (3) [略]
- (4) 医師支援推進室長、総括課長及びシステム管理室長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。
- (5)～(13) [略]

2 [略]

(総括課長等共通専決事項)

第7条 本庁の総括課長、システム管理室長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 担当課長、特命課長、医事企画指導監、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (5) 担当課長、特命課長、医事企画指導監、薬事指導監、

看護指導監及び栄養指導監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(6)～(15) [略]

(経営改革監及び医師対策監専決事項)

第7条の2 前条に定めるもののほか、経営改革監及び医師対策監は、病院改革室長の個別専決事項のうち局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(総括課長等指定職員専決事項)

第7条の4 病院改革室長、総括課長又はシステム管理室長が指定する職員は、前条各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で病院改革室長、総括課長又はシステム管理室長があらかじめ指定した事項及び次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(12) [略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 管理課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

総務担当課長専決事項

(1)～(9) [略]

2 [略]

3 業務課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 医療事務の指導に関すること。

(2) [略]

(3) 医療相談の指導に関すること。

(4)・(5) [略]

臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(6)～(15) [略]

(医師支援推進監専決事項)

第7条の2 前条に定めるもののほか、医師支援推進監は、医師支援推進室長の個別専決事項のうち局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(総括課長等指定職員専決事項)

第7条の4 医師支援推進室長、総括課長又はシステム管理室長が指定する職員は、前条各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で医師支援推進室長、総括課長又はシステム管理室長があらかじめ指定した事項及び次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(12) [略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 管理課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 県立病院等事業の総合的な調整に関すること。

(2) 病院の経営指導に関すること。

(3) 県立病院運営協議会の委員の任免に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

計画担当課長専決事項

(1) 経営指標の作成に関すること。

(2) 病院業務の調査及び統計に関すること。

総務担当課長専決事項

(1)～(9) [略]

2 [略]

3 業務課の分掌事務につき、総括課長、医事企画指導監及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 医療事務に関すること。

(2) [略]

(3) 医療相談に関すること。

(4)・(5) [略]

医事企画指導監専決事項

業務医事担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

4 [略]

5 病院改革室の分掌事務につき、室長、経営改革監及び医師対策監の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 県立病院等事業の調整に関すること。

(2) 医師確保の調整に関すること。

(3) 経営改革監及び医師対策監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 経営改革監及び医師対策監の休暇その他の服務に関すること。

経営改革監専決事項

(1) 経営指標の作成に関すること。

(2) 県立病院運営協議会の委員の任免に関すること。

医師対策監専決事項

(1) 奨学資金（医療局職員奨学資金貸付条例(昭和40年岩手県条例第40号)第2条第4号に掲げる者に係るものを除く。）に係る返還の猶予に関すること。

(薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監の専決事項)

第8条の2 薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監は、業務課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で業務課長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(病院の長の専決事項)

第9条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、中央病院附属大迫地域診療センターに係る第1項(次条に掲げる事項を除く。)及び前項に掲げる事項は、北上病院長が専決することができる。

(病院附属診療所の長の専決事項)

第10条 病院附属診療所の長が専決できる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 職員の旅行命令に関すること。

(2) [略]

(1) 病院の収入確保に関すること。

(2) 医療事務の指導に関すること。

(3) 医療相談の指導に関すること。

業務医事担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

4 [略]

5 医師支援推進室の分掌事務につき、室長及び医師支援推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 医師の支援及び確保の調整に関すること。

(2) 医師支援推進監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(3) 医師支援推進監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4) 医師支援推進監の休暇その他の服務に関すること。

医師支援推進監専決事項

奨学資金に係る返還の猶予に関すること。

(医事企画指導監等の専決事項)

第8条の2 医事企画指導監、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監及び栄養指導監は、業務課総括課長の個別専決事項のうち軽易又は定例的な事項で業務課総括課長があらかじめ指定したものを専決することができる。

(病院の長の専決事項)

第9条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、中央病院附属大迫地域診療センターに係る第1項(次条に掲げる事項を除く。)及び前項に掲げる事項は、遠野病院長が専決することができる。

(病院附属診療所の長の専決事項)

第10条 病院附属診療所の長が専決できる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 貯蔵品の処分に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程別表第3の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第17号及び第24号に掲げるものを除く。

(1) 職員(第9条第1号に定めるものを除く。)の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(2)～(24) [略]

(25) [略]

2・3 [略]

4 前3項の規定にかかわらず、中央病院附属大迫地域診療センターに係る第1項(前条に掲げる事項を除く。)及び前2項に掲げる事項は、北上病院の事務局長が専決することができる。

(薬剤部長等の専決事項)

第12条 薬剤部長及び看護部長並びに特定病院、花巻厚生病院、久慈病院及び南光病院の薬剤科長、診療放射線技師長、臨床検査技師長及び総看護師長(以下「薬剤部長等」という。)が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(病院附属診療所の長指定職員専決事項)

第10条の2 病院附属診療所の長が指定する職員は、前条各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で病院附属診療所の長が指定したものを専決することができる。

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程別表第3の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、第6号、第7号、第9号から第13号まで、第15号、第17号及び第24号に掲げるものを除く。

(1) 職員(第9条第1項第1号に定めるものを除く。)の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(2)～(24) [略]

(25) 院内保育所の利用に関すること。

(26) [略]

2・3 [略]

4 前3項の規定にかかわらず、中央病院附属大迫地域診療センターに係る第1項(第10条に掲げる事項を除く。)及び前2項に掲げる事項は、遠野病院の事務局長が専決することができる。

(薬剤部長等の専決事項)

第12条 薬剤部長及び看護部長並びに特定病院、久慈病院及び南光病院の薬剤科長、診療放射線技師長、臨床検査技師長及び総看護師長(以下「薬剤部長等」という。)が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。